平成２１年（フ）第８７７号
宮城県多賀城市高崎３丁目36番６―403号
債務者　石橋　俊司
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８７９号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目24番２号　アルコイリス双葉ケ丘弐番館1010
債務者　金野　　守
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７３号
仙台市青葉区中山８丁目14番１―205号
債務者　海谷久美子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
宮城県塩竈市尾島町27番３号　鈴平アパートＣ―15号
債務者　阿部　節子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７７号
仙台市青葉区立町18番８号　サンライズ立町307
債務者　三浦　和宏
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８０号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣23番地の３
債務者　秋葉　良子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
茨城県笠間市稲田1331番地１
債務者　富永　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東３丁目２番１号
債務者　梅原　次男
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東３丁目２番１号
債務者　梅原美智子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４９号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1303番地２　雇用促進住宅２号棟―104
債務者　倉持　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５２号
茨城県古河市旭町１丁目４番３号　カトウファーマシーコーポ東側
債務者　宮路　則子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５３号
茨城県古河市三和176番地18　市営Ａ―102号
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５５号
茨城県常総市国生867番地７
債務者　西原ゆう子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７４号
金沢市高尾南３丁目85番地　メゾンド光ヶ丘206号室、従前の住所金沢市馬替２丁目17番地13
債務者　瀬戸　健司
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
金沢市小立野１丁目４番52号、従前の住所金沢市上荒屋６丁目266番地
債務者　權野　啓三
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９号
福井県三方郡美浜町河原市第10号７番地の20
債務者　岡本　隆則
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１７１号
岐阜県瑞穂市十八条572番地
債務者　長谷　武勇
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２号
岐阜県瑞穂市十八条572番地
債務者　長谷美智子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所